

令和3年 第5回  
教育委員会定例会会議録

令和3年5月11日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2567号  
令和3年第5回定例会

日 時 令和3年5月11日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の一部修正について
- 2 生涯学習センターの改修工事に伴う休館について
- 3 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

日程第2 報告事項

- 1 お台場学園港陽中学校屋内プール等の提供について
- 2 緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

「開会」

○教育長 ただいまから令和3年第5回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山内委員 分かりました。

○教育長 本日の運営について、お諮りをいたします。

日程第1、審議事項1「高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の一部修正について」は日程を変更して、会の最後に審議を行うこととし、審議事項2から順に進めたいと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、日程第1、審議事項1については日程を変更し、最後に審議をいたします。

日程第1 審議事項

2 生涯学習センターの改修工事に伴う休館について

○教育長 日程第1 審議事項に入ります。

「議案第37号 生涯学習センターの改修工事に伴う休館について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「生涯学習センターの改修工事に伴う休館について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー2の2枚目を御覧ください。本件は港区立生涯学習センター条例第4条の規定に基づきまして、港区公共施設マネジメント計画に基づく改修工事を実施するため、生涯学習センターを休館することについて、ご審議いただくものでございます。

項番1、期間でございます。令和3年12月1日から令和4年2月28日までの3か月間です。

項番2、休館する理由でございます。工事資材等の搬入については、正面出入口及びエレベーターを利用することで、工事期間中、利用者との動線を区分けすることができないこと。また、受変電設備の改修では、20日間程度の停電が発生すること。また1階から3階までのトイレが同時期に利用できないこと。以上のことを踏まえまして、利用者の安全及び利便性を図ることが困難なことから休館いたします

項番3、工事の概要でございます。港区公共施設マネジメント計画に基づく30年目の改修工事で、工事箇所は受変電設備、空調設備等記載のとおりでございます。

項番4、告示日は令和3年7月1日です。

項番5の今後のスケジュールでございます。令和3年6月上旬の区民文教常任委員会で報告。7

月1日以降、広報みなど、区ホームページ、施設内へのポスター等による周知、また町会・自治会、福祉団体及び社会教育団体の皆様にご説明いたします。12月1日から工事開始予定です。簡単ではありますが説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 港区立みなど科学館の特別投影の使用料について

○教育長 次に、議案第38号「港区立みなど科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは「港区立みなど科学館の特別投影の使用料について」ご審議いただきたいと思えます。港区立みなど科学館条例の第11条に基づく特別投影として、「星と英語であそぼう！」を実施するに当たり、その使用料についてのご審議を頂きたくご説明させていただきます。

では、資料を御覧ください。まず、項番1のところに特別投影の名称及び内容と書かせていただいておりますが、これは「星と英語であそぼう！」ということで、プラネタリウム内にALT、英語をしゃべる先生が来て、天文クイズなどのコミュニケーションを通して、天文と英語に親しむようなプログラムを行ってございます。令和2年度も10回行いまして、令和3年度も10回行う予定でございます。日程についてはこちらに書かせていただいております。なお、事前予約制、そして定員が今新型コロナウイルス感染症の感染防止のために定員を60人以下ということにさせていただきます。

使用料です。一般投影は大人が600円、子どもが100円ということになっているのですが、今回の特別投影は700円と小中高校生が300円という形でさせていただきます。なお、区内在住65歳以上の方、障害者の方及びその介助者の使用料については免除ということになってございます。

項番3です。対象者はどなたでも観覧できます。

おめぐりいただいて、その他のところに書かせていただいておりますが、一般投影の場合は600円、大人600円、子どもが100円というような形にさせていただきます。「参考」としてつけさせていただいているのですが、特別投影の経費と使用量の算出についてなのですが、この出演料と映像使用料というのはALTの先生が来る出演料と、そのときに特別に使う映像使用料がこちらの金額になってございます。なお、昨年度こちら同じ内容を使ってやっていたりしますが、今年の経費ということにさせていただきます。昨年度は全部で66万円、今回足すと64万円

ぐらいになっているということでございます。こちらを計算して割ると704円になりまして、100円以下切り捨てということになりますので700円というような形になってございます。

なお、700円の半額が子どもというふうに設定になっているのですが、半額だと350円になるのですが、100円以下は切り捨てなので300円というような設定になってございます。甚だ簡単でございますがご審議をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 出演料というのは、このALTの方の人件費以外に何かあるのですか。

○教育指導担当課長 ALTの人件費のみです。

○中村委員 ALTの人件費のみ。

○教育指導担当課長 10回分の。

○中村委員 1回分がそうすると4万2,000円ぐらいになるのですけれども、40分という時間にしては高い感じがしなくもないんですけども、これはあれですかね。この時間だけではなくてその前後の準備とか、そんなものまで含んだ料金ということですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。準備時間とか相談とか練習とかそういうものも兼ねての金額となっております。

○中村委員 概ねどれぐらいの時間なのですか。

○教育指導担当課長 始まる前に、2時間ぐらいますうちに来て打ち合わせしてもらって、やる日の前に前後1時間、終わりのまとめでまた1時間というような形になってございます。なお、昨年度は実は出演料55万円だったのですが、色々もう準備ができているものもありますので、その部分少し安くなって、今年度は13万円安くはなってございます。

○中村委員 その日だけではないということですね。事前準備としての別の日に来て打ち合わせとかも、教育委員会との打ち合わせとかそういうのも含む費用ということですね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。であれば当然のことかな。

○教育長 ほかの皆さんはいかがでしょうか。

○田谷委員 この外国語指導助手なのですけれども、今回はどこの団体の方をお願いするのでしょうか。

○教育指導担当課長 すみません。すぐ調べて今お答えします。申し訳ございません。いつも付き合いがあるところなので、すみません。申し訳ございません。すぐ答えます。

○田谷委員 ついでに、そこの会社に頼んだ依頼する理由とか、そういった裏付けのものもお知らせいただけたらありがたいと思いますので、併せてお願いいたします。

○教育指導担当課長 すみません、音声が悪くて、もう1回言ってもらっていいですか。

○田谷委員 どうしてそこの会社にしたのかと、その裏付けなんかもありましたら併せてお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 これは、結局去年はどれぐらい人が集まったのですか。実績はわかりますか。

○教育指導担当課長 予約の段階では全10回とも60名の予約が入っています。ただ、当日になって欠席をしたりということがございましたが、一番多い回で57人、一番少ない回で38人です。36人です。すみません。全部で453人の方がこの10回の中で参加されているという形になってございます。マックスで60人の10回なので600人参加していいところ、453名という形になってございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○教育長 今のところに関連してお話しを差し上げますと、去年そういう実績がありましたので、ある程度キャンセル率を見込んだ上での当選を出すという方法も考えた方がいいのかなと。本来600人来てよかったところが、先程言ったように400名弱ということですので、そこは今事務局の方で検討させていただいています。

ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 ほかの特別投影と比べて人気度というのはいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ほかのというのは、ほかの前回あるかというようなご質問でよろしいですか。すみません。前回11月に楽器を入れてさせていただくというのが2回程ございました。なので、今年も今コロナのこととかもあるのですけれども、色々区民の方に楽しんでいただくような企画ということで、まず第一弾のこの「星と遊ぼう」を入れさせていただいたところでございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 先程の田谷委員のご質問の回答でございます。遅くなりましてすみません。会社としては株式会社ボーダーリンクという会社です。こちらはうちのALTとかの入れている会社とは違うのですけれども、よくプロポーザルとかするときはこちらの会社も参入してきたりするような大きな会社です。全国的にもALTの派遣等で有名な会社です。

こちらを選定した理由は、うちの指定管理者の方が、うちの指定管理のどの理念を持って、どういう業者で選定するかという中でボーダーリンクが選定されたという経過がございます。すみません。遅くなりましたが以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第38号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第38号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第2 報告事項

### 1 お台場学園港陽中学校屋内プール等の提供について

○教育長 日程第2、報告事項に入ります。

「お台場学園港陽中学校屋内プール等の提供について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「お台場学園港陽中学校屋内プール等の提供について」ご説明いたします。本日付報告資料ナンバー1を御覧ください。まず報告の内容でございます。

区は、英国トライアスロン連合及びトライアスロンオーストラリアから、東京2020パラリンピック競技大会トライアスロン競技開催時に、出場選手の簡易トレーニングやクールダウンの場として、お台場学園港陽中学校屋内プールや教室の提供の要請を受けましたので、施設を提供いたします。

項番1、概要でございます。まず、提供団体でございます。英国トライアスロン連合です。こちら場所はお台場学園屋内プールと校庭です。期間は8月24日から8月28日までです。次にトライアスロンオーストラリアです。こちらの場所はお台場学園2階の算数教室とベランダでございます。期間は8月25日から8月30日までです。

次に、使用料及び光熱費の負担については、区の「東京2020大会の開催に伴う区施設提供に当たっての基準等について」の基準に基づきまして、免除することが決定されます。

(3) その他でございます。施設提供に当たりまして、大会後には区民との交流を検討してまいります。

項番2の今後のスケジュールでございます。令和3年5月24日に港区の「東京2020オリンピック・パラリンピック」推進委員会区にて、施設利用及び費用負担等について審議をいたします。

6月15日は港区の公有財産管理運用委員会にて使用許可について審議をいたします。6月29日には教育委員会にて施設利用及び費用負担、また使用許可等の内容をご報告させていただきます。7月には東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会にて施設利用についてご報告いたします。8月24日からは施設を提供いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 提供する施設が二つの団体で違うようなのですけれども、オーストラリアの方はプールを使わないということは、休憩所かなんかに使うのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 トライアスロンオーストラリアの使用を、トレーニング後の簡易トレーニングとクールダウンということなので、使用する場所は2階の算数教室とバルコニーのみということで報告という。

○中村委員 プールは使わないのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 使わないです。

○中村委員 トライアスロン、泳ぐだけじゃないんだな。プール使わなくてもいいのか。分かりました。私の勘違いです。トライアスロンはプールを必ず使う訳じゃない。分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項については以上と

させていただきます。

## 2 緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

○教育長 次に「緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは「緊急事態宣言の再発令期間の延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」報告をさせていただきます。

令和3年5月7日に国よりそういった宣言が出まして、これまで5月11日までということでも今対応させていただいたのですが、この宣言延長に伴いまして、一部見直しをさせていただくと、その観点としては、幼児・児童・生徒の学びを保障する観点というところで、学びを止めないというところで見直しをさせていただいた点について、ご報告をさせていただきます。

項番1、まず今までもお休みしている方たちに対しては、学校からハイブリッド式というか、授業を黒板と先生を流すということでもさせていただいてございますが、そこも改めて周知をして、朝の会とか課題の提示とかにしっかり使ってくださいというところで書かせていただいています。

それから、大きな変更点として項番の2の部活動です。東京都の要請としては、部活動は中止ということになってございますが、この後実は全国大会、都大会というふうに部活動の大会が中止にならず決まっております。都大会はまず6月ということでも決まっております。そちらの都大会に出るに当たって、地区予選というものを行わなくてはならず、その地区予選に参加できないと都大会にも参加できないということがございますので、不利益があってはいけないのでということでこちらの5点を書かせていただいております。

緊急事態宣言が発令されている期間中は、部活動の大会参加、練習への参加については、参加する生徒の保護者の了承を必ず得る形になってございます。

それから、部活の大会に付随した部活に関しては、感染症対策をしっかりと講じた上で短時間での実施とさせていただきます。その上で中体連という連盟が主催する大会について、参加するようにさせていただくという形で書いてございます。

5番のところには、現段階では大会が主催する大会以外の対外試合とか練習とかについては、実施を控えるような形で今中学校には伝えてございます。

項番3です。運動会でございます。運動会については延期、もしくはオンライン開催及び教育委員会と協議して以下の対策を講じていることが認められた場合というような形にさせていただきます。

まずは屋外での開催とする。保護者を校内の中に入れたり、滞留させたりしないということや、児童・生徒については、学年や学級単位での人数を制限し、入替え制というところで、例えば9時から3年生がやりますよ。それを見て保護者の方たちも3年生の保護者が来て見る。終わったら9時45分から4年生ですと入れ替えにして、4年生の演技、5年生の保護者というような形で、切りながら密を避けるような体制にさせていただく。



保護者の参観については子ども1人につき2名以内としていただく。声援もやっぱり応援してしまふのですけれども、声は出さずにマスクを着用の上、拍手のみで行うような指導をさせていただくという形で書かせていただいております。

それから、緊急事態宣言の発令が延長されている期間中は、今色々授業をするに当たって、ゲストティーチャーを呼ぶこともこの2週間やめていたのですけれども、それを止めてしまうと子どもたちの学びも止まってしまうので、ゲストティーチャーも何百人と来る訳ではないので、きちんと感染症対策を講じた上で、少人数で実施とかということできさせていただくところを項番2のところに書かせていただいております。

それから4番のところで、幼児・児童・生徒及び教職員以外の来校について、今伝えましたが、そういうこともございますので、感染症対策を講じた上で以下に書いてある4点についてはさせていただくと。就学相談とか転学相談、特別支援学級に転学したいとかという子たちもこの時期ぐらゐから増えてくるのですけれども、やはり見学をした上で保護者の方も決めたりするので、個別の配慮ということでさせていただく。特別支援教室の利用者についても同じような考え方でございます。あとは基本的に子どもたちと接触しない作業のみ業者も来校可としますというような形にさせていただきます。

分かりやすいような形で別紙のところに新旧対照表というような形で、前回の発令時と今回の延長に伴う発令時で何が変わったかというのを一覧表にはさせていただいております。なお、こちらに書いていないのですが、宿泊行事につきましても、今学務課の方で学校と丁寧に対応させていただいております。6月までの予定していたものについては中止の方向でやらせていただいております。なお、緊急事態宣言が明けた先にはなるべく実施できるような形で今努めているところでございます。

簡単ではございますが以上です。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 運動会の件なのですけれども、学年を超えたりレーってあるじゃないですか、色対抗の。あれなくなったって娘から聞いたのですけれども、それはやはり学年の学年単位でやるということが、今説明ありましたけれども、それだからそういうレーはなくなるということではないんですか。

○教育指導担当課長 学年を超えたりレーは今回についてはないです。なので、今、学年の中で例えばレーやるのでしたら学年の中でオーケーというふうにしてございます。

○中村委員 要するに、それは学年、1年生、2年生、3年生、4年生単位でやるという原則から外れちゃうからダメということですか。

○教育指導担当課長 そうです。

○中村委員 だけど、学年の中でのレーはやるんですよね。低学年はないかもしれませんがけれども、4年生、5年生、6年生の4年生の対抗レーとかはやるんですよね。

○教育指導担当課長 そうですね。学年の中でやる競技については基本的にやってもいいというふ

うに、身体接触があるような組体操とかはだめなのですけれども、なっています。おそらく選抜の子たちが出るのでそんなに人数は密にはならないのですけれども、1年生、2年生、3年生までやると、じゃ、保護者はどうなるのかとか、そういうのを学校の中で整理ができれば、こちらと協議してオーケーかなというところはあるのですけれども、人数制限がしっかりできれば。なのですが、なかなかそういったところが難しいので、学校の現状としては今回はというふうな学校が多いです。

○中村委員 どちらかと言うと、保護者の関係で無理って感じですか。

○教育指導担当課長 そうですね。例えば1年生から3年生までは代表が4人ずつ出て12人しか出ないにしても、多くありますよね。なのですけれども、じゃ、その12人を見るには保護者はどう整理して、どうするのかというのが学校がうまく整理できるのであれば、こちらも別に学校がやりたいというのであれば、もちろん相談に乗って、じゃ、そうしましょうかってなるのですけれども、コロナ禍の中でやっていくとなかなか難しいのかなと。

現在学校から今どんな競技やりますかということも全部聞き取っているのですけれども、リレー自体をやると言っている学校はないですね、ほとんど。

○中村委員 そうなんですか。

○教育指導担当課長 体育学習発表会というような位置づけにして、運動会っていったら本当は先生が今おっしゃったような形でみんなで応援してってなるのですけれども、今回なかなか競うということ自体も難しい状況なので、学年で演技と徒競走とぐらいな感じの今報告を受けているところです。逐次色々学校も相談してくるので、こんなやり方でどうしましょうかって、その学校だけでなく、全校で共通理解できるような形で今してはいるのですけれども。

○中村委員 じゃ、採点科目はなくなるのですか。

○教育指導担当課長 ほぼほぼないと聞いています。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 部活動に関して質問をします。まず、現時点では小学校も中学校も部活動は基本的に全部中止、活動をやめているということなのですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。小学校は部活という考え方があまりないので、クラブ活動、学校の中でやっているクラブ活動についてはやっています。中学校で言う部活というのは小学校はないので。中学校自体は今、部活動は全て中止になってございます。

○山内委員 つまり、小学校の場合は、学習指導要領で言えば特別活動の中にクラブ活動というのは正式に位置づけられていますよね。なので、それは通常どおり行っているという理解でいいですか。では、今回の話は中学校に関してということですね。

○教育指導担当課長 そうです。

○山内委員 では、その上で確認ですけれども、ここに出ている資料だけですと、要はスポーツのクラブについて、大会等に関係して部分的には認めましょうということだと思いますけれども、中

学校の部活動でも、例えば文化系のクラブで、教室で行うような活動、そして人数もそれ程多くない。そういうのは、要は通常の授業に比べてもそんなにリスクは大きくない訳ですよ。そういう活動を今、今後も止めたままという理解でよろしいですか。

○教育指導担当課長 文化部についてももちろん校長会と色々相談をした段階で、今はまず大会に参加できるかどうかという視点で、密を避けてという考え方にしました。ただ、今後部活も例えばオンラインを使って、家でボランティア部で再開したときにどんなことを話そうかというようなことができないかということは、今模索はしているところでございます。

○山内委員 部活動に関して言えば、大会があるかないかということよりも、あるいはスポーツか文化系かを問わず、要は合理的に感染のリスクがあるかどうかで判断することの方が大事で、感染のリスクが高くなければ、教育的に意味があるから学校の中で部活動をやっている訳で、そういう面では通常どおり学校でやってもいいのではないのでしょうか。

○教育指導担当課長 校長会と話をしていく中で、まずは大会ありき云々というよりも、ではどう考えていくかといったときに、校長としても文化部については今すぐやってほしいという意見が、そこまでなかったというのが正直なところで。ただ、私たちも先生が今指摘いただいたような視点は大事な視点だなと思ってございますので、まず部活の大会云々について不利益が高じてはいけない、進路に関わるというところをまず先にさせたいいただいた上で、文化部についてもどういうニーズがあるのか。やっぱり教員も不安なんですね。教室よりも人数が少ないにしても、そこで起きてしまったらどういうことになるのかってあるので、そこは学校とも調整をしていきながら、子どもたちのニーズにも合わせて、可能な限りうまくやれるような形を模索していきたいなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○山内委員 ありがとうございます。一番大切なのは現場の先生方が安心して、そういう活動を指導できるような環境をどうつくるかということですので、そこではある程度までであれば大丈夫だということも含めて、事務局もうまく指針を出していかないと現場の方としては難しいということになると思います。

あと、緊急事態宣言そのものについて、やっぱりこれは特に夜間の会食などを含めて、ある強いメッセージを出したくてやっていることであって、それに対して教育活動に対してどこまでそれに拘束されるのかということは、やっぱりもうちょっと冷静に考えてもいいのではないかというふうに考えます。他方で、今変異ウイルスが出てくると、また子ども間での感染の状況が変わる可能性があるんで、そっちはそっちで慎重に見ながら柔軟に対応できるようにしておく必要があるとは思っています。どうもありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 今回の関連でご参考までに申し上げますと、私の長男が中1で品川区の学校に通っているのですが、狭い校舎の学校なのですが、部活動は時間短縮とか感染対策ということをしつつ、文化部も運動部も全て継続的にやってはいるんですね。今の山内委員のご指摘と私も同じことを考えていて、色々大変だと思うのですが、子どもたちの活動については、既にもう色々なところ

で制限を受けているので、感染対策をしてできるところはできる限り弾力的にご検討いただけると嬉しいかなと思います。

○教育指導担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。やっぱり学校の準備も整っていないといけないと思うので、私たちも学校を支えつつ、どういうやり方がいいのかということを探求していきながら、絶対にクラスターを生まないような形で検討していけたらなと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今委員の皆さんからもご意見等を頂きましたので、それを踏まえてより良い教育活動ができるように、さらに検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この報告事項は以上とさせていただきます。

## 日程第1 審議事項

### 1 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の一部修正について

○教育長 次に日程の第1、審議事項に戻ります。

「議案第36号 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書の一部修正について」でございます。

本案件は会期延長となっておりますので、令和3年5月5日開催の第13回港区教育委員会臨時会からの継続審議となります。それでは、説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 本日は高輪築堤に関しましてご説明する時間を頂き、誠にありがとうございます。高輪築堤調査・保存等検討委員会の議事資料を配布いたしましたので、御覧いただけますでしょうか。港区がオブザーバー参加しておりました高輪築堤調査・保存等検討委員会は会議の議事内容について、これまで公開することができませんでした。4月21日のJR東日本のプレスリリースの後、JR東日本のホームページ上に議事資料が公開されましたので、本日資料とともに詳細をご説明するものでございます。ご理解の程お願ひ申し上げます。

資料は抜粋でございます。他の資料はホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、1枚目、高輪築堤調査・保存等検討委員会における検討計画、総括でございます。(3)に検討経過がございます。第1回、2020年9月18日のこの前に、港区がお手本を示すという形で高輪築堤調査・保存活用検討会という名称で、2020年6月5日、7月17日、郷土歴史館におきまして港区主催で2回開催いたしまして、高輪築堤文化財の指定、今後の進め方などについて意見交換をしたということでございます。委員とそれからJR東日本、東京都教育委員会、東京都教育庁も参加をしております。

第1回目でございます。2020年9月18日でございます。資料の方でございますが、主な議題としまして、検出調査の結果及び評価と。第2回、11月9日は委員等による保存方針による提案ということで、第7橋梁橋台部の前後80メートルの保存、何度かここで出てきたところですね。

その次に、高輪築堤の現地見学会1から3街区、2021年1月10日から12日に公開。第3回で2021年1月25日でございますけれども、委員等による調査方針の提案、検討結果の方で調査方針の記録保存調査取りまとめ。この次に萩生田文部科学大臣が視察をされたのが2月16日。その後3月3日にもう一度またいただきまして、また3月31日に第5回目を開きました。ここで委員による保存方針1から4街区の提案ということで、第7橋梁橋台部の前後80メートルの区間、4街区信号機、土台部を含むできるだけ長い区間を現地保存という今の見解が出てきたということでございます。それに対してJRの提案のものをここに書いてございます。その後、一番下の段でございますけれども、4月10日に4街区の見学会を実施しております。

裏面でございます。第6回4月14日、全面保存・信号機土台部の現地保存は困難。信号機土台部を含む前後一定範囲の移築保存を検討ということがJRから説明が出てきております。第7回4月19日、こちらが最後でございますけれども、4街区の現地保存の可能性をさらにもう少し検討して、結果時間と費用がかかるということで、現地保存は困難というような見解が出てきているということでございます。

検討結果のところで4街区の調査・保存方針の取りまとめ、これ記録保存とせざるを得ないことは承認できないけれども、制約を考えるとやむなし。

資料の詳細でございます。見出しをつけてございます。これは、第1回、第2回、第3回それぞれ検討会の回数で、あと見出しの1でございます。第1回の高輪築堤調査・保存等検討会の次第です。この裏面の方を御覧いただきたいと思っております。委員会の概要が書いてございまして、ここに参画委員ということで50音順に4人の委員の方が載っています。老川先生、小野田先生、古関先生、谷川先生。古関先生はこの会から出席をなさったということでございます。また、オブザーバーといたしまして、港区教育委員会事務局、東京都教育長、鉄道博物館、東京都建設局など以下でございます。この段階ではまだ文化庁はオブザーバーにはなっていないということでございます。

その次のページが設置要綱になってございます。少しめくっていただきますと、今度は見出しの2でございます。第2回の検討会、11月9日でございます。その次のページに1回目の議事録がついていると、そのような構成になっております。その議事録を過ぎまして、少し先なのでございますけれども、議事録が11ページまで続きますので、その11ページまでをめくりましたその次の資料、資料2と書いてあるところでございます。こちらが11月9日付ですけれども、高輪築堤の保存の方針についてということで、検討委員会の委員の方から出されたまず最初の見解ということ。記書きの3番目に第7橋梁橋台部約20メートルとそれにつながる南北の築堤部約30メートル、合わせて約80メートルの遺構を現地保存する。これがキーワードになった訳なのですけれども、そういう見解がここでまず出されたということでございます。

その次、少しめくっていただきまして、カラーの資料が入っています。その時点での記録保存の検出調査の状況などがここに。その次、見出しの3でございます。第3回の検討会でございます。そちらの議事録、議事録は第2回の11月9日のものがついておりますけれども、少しめくっていただきますと、右側の下のページ番号で5ページ目でございますけれども、一番下でございます。

JRの方からの発言でございますけれども、その次のページ、6ページになりますけれども、上から5行目、真ん中辺です。80メートル、20メートルプラス両側30メートルの現地保存を行う場合、これまで積み重ねたものも含め、今後のまちづくりが非常に困難という状況が見えているという発言ございまして、この時点でJRの側は第7橋梁を残すことは非常に難しいという見解を示したということでございます。

その下の方に谷川委員長の発言がございます。真ん中より下ですね。開発と遺跡の保存は宿命的に難しい問題と理解している。今回の場合、開発計画を先行し、遺跡の発見がかなり後になったということもあるけれども、非常に重要な遺跡であることは間違いないということで、何とかこの遺跡の重要性を訴えて、第7橋梁を残すべく努力しているという、こういう委員とJRとのやり取りが見て取れる。この7ページの方にもずっとこの議論が続いておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

少し先になりますけれども、資料の7というのの3枚ぐらい先になりますけれどもございます。令和2年12月25日付で文化庁が高輪築堤を視察しました際の資料がございます。先程の議事録が11ページまで続くのですが、その後に資料の2という高輪築堤跡の調査の方針とあります。その次の資料になります。申し訳ありません。ページ番号がございまして申し訳ありません。

資料の7、こちらが、文化庁が高輪築堤を視察した際の資料でございます。何度も来ているのですが、このときはこういう形で、文化庁の資料、見解の高輪築堤調査・保存等検討委員会の方に資料として提出をしたという。総評のところでは史跡部門の主任調査官の方が、明治日本の近代化に関する遺構として極めて価値が高く、歴史的文化資源が良好な形で現地で保存されていたことが驚きである。特に第7橋梁の部分のことを挙げまして、最後から3行目、4行目ですが、高輪築堤調査・保存等検討委員会が現地保存を要望している80メートルの範囲については、現地を改めて見てみるとなるほど納得した次第である。事業者においても最大限の配慮と協力をしてほしいという要請を出しております。下の方は、埋蔵文化財部門の調査官の方が見解を述べてございます。

その次のページ、資料の8とございます。こちらが要望書ということで、この時点で学会または地域の町会の方などから出されている要望書でございます。一番上の高輪地区の各町会、2020年12月1日付で、こちらの方は品川開発プロジェクトの中の高輪築堤の移転保存のお願いということで、計画どおりそれを進めて高輪築堤が移転して、移築保存してほしい、そういう趣旨の議題を地元の地権者の方などが出されていたということでございます。

その次が第4回の高輪築堤調査・保存検討委員会、見出しの4にございます。その次の議事録を3枚ぐらいめくっていただきまして、右の下のページ番号で7ページというところですが、真ん中より下です。JRに対して谷川委員長の発言のところ、本委員会は事業者、東京都港区で構成されたものであり、委員会の発言は重いと受け取っていただきたい。委員会における助言はほとんど聞かないということになってしまうと、委員会の存立の意味がないということで、ぜひ尊重

してほしいということもあえてここで、委員会の場で申し上げているということでもあります。

それから少し行きまして、見出しの5になります。第5回の検討委員会の次第がっております。その資料の次にまた3月3日、第4回の検討会の議事録がございまして、右下のページ番号の3でございます。一番冒頭の部分になりますけれども、1月25日に開催された委員会、懇談会の段階では次回委員会において事業者の考え、委員の見解を説明して議論する予定である。しかし、その後流動的な状況となり、当初予定していた案件については、基本的には保留という扱いになっている。今後状況の変化の中で検討していくという形にするということで、この発言は流動的な状況というのは、大臣の視察が2月16日にあったということでございます。それを受けて懇談会はこの形で整理をされているということになっております。

1枚めくりまして、5ページ目の下に行きますと、谷川委員長の発言でございますけれども、この本委員会の前に2時間程かけて、委員の皆さんが1街区から6街区まで全て歩いて、現地調査、現地確認をしたということで、そのときにコメントをそれぞれが述べておられます。

次の6ページ目の方の上から8行目くらいですけれども、4街区についてです。4街区は検出調査がほぼ終了して大変きれいに見えてきた。信号機ではないかと推定している基壇の部分から北側が直線的に造られている。そこまではカーブしている景観がよく見えたのが印象的だったというように発言をされております。

その次、老川委員、鉄道史がご専門の方でございますけれども、この方も4街区の石垣が非常によく残っていると思った。遊歩道にする等ができるよいかと感じたということ。また、一番下の古関委員の方は下から2行目ですけれども、地下水位を下げた状態が長時間続くと腐食が進行して悪影響が出るかもしれないということで、ああいう形で姿が出たままの形にするというのはなかなか難しいという、そういうようなご発言をされております。

7ページの方に参りますと、谷川委員長の方で上から4行目くらいですけれども、2街区、3街区に関しては検討を見直す部分もあるかもしれないけれども、既にある程度は検討している。1街区、4街区についても様相が分かってきたため、委員会としての検討を行っていきたいと、そういう発言をされております。

その次のところでも、したがって1、4街区の検討を行っていただくことを了解いただきたいということで、JRの方にそこを要望しているということが分かると思います。

8ページ目に参ります。谷川委員長の発言ですけれども、2、3街区に関しては80メートル現地保存案を出発点として提示した。それに1、4街区を加えた形を提示することになるが、差し当たって委員会や専門家としての見解は文化財的・専門的な見地からあるべき姿やふさわしい姿を示すのが最初である。そのために1、4街区の遺構の検討を行いながら、なぜそうなるのかという根拠を示す必要がある。ということで、2、3街区の検討において80メートルという原案を出したら、同様に1、4街区についても検討して案を作成したい。またここに区民施設という発言も出てきているのがお分かりいただける。JRの方は全体のスケジュールもあるためご配慮いただきたいということで、それに対して委員長の方はいたずらに時間を費やすつもりはないので、説明責任を

果たせる形のものをとにかく作成してほしいという要請をしていることとなります。

議事録が10ページまで続きまして、その次の資料で資料の2というのがございます。こちら3月22日付で検討委員会に委員が出したものでございます。記書きの項番の2です。ここに3街区の第7橋梁橋台部約20メートルとそれにつながる南北の築堤部約30メートル、合わせて80メートルの遺構を現地保存することを改めて要望する。ただし書の3番ですけれども、4街区では鉄道開業時の信号機跡と推定される遺構を含め、約380メートルの高輪築堤跡の遺構が検出されている。この信号機跡を含む築堤部の遺構を可能な限り長い区間にわたって現地保存することが望ましいという、委員としての見解を出されています。

それに対しまして、資料の3というのがついたその次の資料ですけれども、3月31日付になっていますが。そちらが東日本旅客鉄道株式会社が出しました「当社の方針について」という資料でございます。その次のページを御覧いただきますと、真ん中より下ですけれども、3街区の第7橋梁橋台部約20メートル、この部分、そのこの当社の方針ですけれども、建物計画の大幅な変更となりますが、第7橋梁橋台部を含む約80メートルの築堤を現地保存しますということはここで出ます。その下の丸ですけれども、「4街区については」のところですが、「当社方針として」、下から3行目、「この部分の築堤を現地保存する場合、まちづくり全体が成立しないこととなります。また国道15号沿道地区4-2街区では、地権者が中心となった市街区再開発事業に向けた動きが進んでおり」ということで、まちづくりが非常に難しいというJR側の見解が出ています。

その次のページの当社方針という真ん中より上のところですが。ここに1から4街区についてまとめるような形で現地保存、現地保存、移築保存、記録保存ということでJR側の方針が出てきているということになります。

その次が見出しの6でございます。第6回高輪築堤調査・保存等検討会の次第です。議事録に入りまして、議事録の3ページ目です。右に下の3ページでございます。冒頭の部分です。今回より文化庁にオブザーバーとして出席を頂くということで、ここから文化庁が出席をしたということになります。3月31日です。

それからそのページの下から5行目ですけれども、4街区について信号機跡を含むできるだけ長い区間の現地保存が望ましいという意見をしてきた。委員会の場で遺構と建物の関係を示す資料を提示いただいた上で、なぜ現地保存の可能性を追求できないのか説明していただきたい。谷川委員長、老川委員、小野田委員、古関委員、全員一致で説明をもう少し、不十分だということを指摘したということでございます。

その次の4ページでございます。真ん中より少し下の方の4街区の公表については、調査成果の公開と現地保存による公開の双方が必要で、それに伴って港区には文化的、学術的な価値に基づいてプレスリリースをお願いしたいということでございまして、港区の方でホームページへ行って、4街区の成果を公表したということでございます。

少し先になるのですけれども、議事録が16ページまで続いておりまして、その次でございます。横向きの資料ですけれども、これが4月10日の4街区の一般公開の様子です。参加者280



組458名ということで御覧いただいております。このとき教育委員の先生方にも現地見学をしていただいたものです。

なお、下の方にWEB動画公開というのがございまして、YouTubeでこの時点では4,915回視聴されているというデータが載っております。その次のページが、これの報道公開の様子です。その前日4月9日でございます。合計16社がいらっしまったということです。また、前回委員会以降の学会の動きということで、日本考古学協会の会長コメントが出されたということもここに記載をしております。

その次のカラーの資料は、港区教育委員会の方で、JR東日本からも資料提供を受けまして作成をしましたこの部分の資料、4街区の資料ということになります。

見出しの7、第7回の検討委員会でございます。議事録に入りまして、議事録4月14日の第6回のものですけれども7ページ目になります。この冒頭でJRがおわびをしている部分がございます。これは4月6日にJRの社長定例会見の内容について、委員の先生、オブザーバー、関係機関の皆様にご心配、ご迷惑をかけておりおわび申し上げる。社長定例会見は会社の広報活動の一環としてと言っておりますけれども、こういうことで社長の定例会見の方で保存方針が決まったかのようなそういう報道が出たということで、これは両委員とも非常に心外だということお怒りになって、まだ検討結果は出ていないじゃないかということで、検討委員会の冒頭でまず謝罪するようにと、そういう要請がありましてこの言葉が出たものでございます。

なお、谷川委員長の方の発言にもありますけれども、この報道に対して非常に驚いた。周知のとおり、本委員会では委員の見解を提示して、JRを中心とする事業者と協議を行っているところであり、一方的に話すアンフェアであるということで発言をされています。

その次の8ページの老川委員の方も、社長が個人的な見解を述べると、その場に出席している社員としてはそれを尊重せざるを得なくなるのではないかとということで、非常によろしくないという発言をされています。

それから少し進みまして、議事録の20ページでございます。谷川委員長の発言で、検討委員会で一定の結論が出たとなると、できるだけ早い段階でプレスリリースを含めて行わなければならない。それから、それまでの間の資料についても全面的に公開をするようにという、そういう発言がなされています。検討委員会としてどのようなことを要望して、それがどのような結果になったのかについては公表していくことが大原則であるということで、JRも同様にということだと。

その下の委員長の発言の方で、検討委員会としても基本的に公開することを考えている。現状コロナ関係で記者会見、検討委員会としての記者会見は開きにくい状況があるので、委員会として独自に行うということでお認めいただきたい。結論が出ると同時にマスコミが間違いなく来る。JRがいつ発表するのか、港区はいつホームページに公開するのか。ある程度同時に行わないと大変なことになるということで、できる限り同時が望ましいと。

その次の、カラーになっております横向きの資料がございまして。こちらの方が4街区の、高輪ゲートウェイ駅の前の4街区の広場の部分、建物の構造などを示したものになっております。4-1

街区、北棟と南棟、これ地下がつながっておりますけれどもそういう形と、黄色い部分が高輪築堤の存在する部分ということになります。4-2街区の建物にもぶつかっているということがお分かりいただけたと思います。真ん中の右側の方の資料の方ですけれども、中央広場とここに書いてありますけれども、ここに移築をすると、そういう計画になる訳でございます。

少し進みますと、こういう資料があると思うのですけれども、少し進んだところです。すみません。ページがないのですけれども。高輪ゲートウェイ駅の前、歩行者広場がありまして、4街区北棟と4街区南棟がありまして、黄色い部分が高輪築堤です。現位置というのが、これが信号機跡の部分を表しております。これを中央広場の4-2街区、北棟と4-2街区、南棟との真ん中の位置に移築をするという、そういう計画がここで出されています。移築のイメージは右下の方に、これはイメージでございますけれどもございます。以下何ページにもわたりまして、変更後の部分の話が出てきてございます。

少し進みまして、カラーの資料が終わりました後に、資料2-5で、JRの4月19日付の当社の方針についてという資料がありますけれども、それを越えまして、資料の3というのがございます。こちらが懇談会の位置づけ及び検討計画ということになっています。高輪築堤調査・保存等検討委員会での助言、検討に向けて、築堤の調査・保存とまちづくり計画との調整のために、委員、オブザーバーが出席した、事前に議論、意見交換する場所というものを常に設けまして、議論の整理なり率直な意見交換など話していただくということです。こちらの方も第1回昨年10月2日に行いました。第2回、第3回、第4回と昨年10月9日、11月25日、本年1月25日に行っております。

このときの状況が書いてございますけれども、第7橋梁橋台部の現地保存の可能性についてというところの midpoint の一つ目です。第7橋梁橋台部の現地保存の場合、3街区建物及びまちづくり全体計画が不成立。法令や都市計画等の上位計画の制約から、計画変更が困難だというのがJRからの一貫した主張でございました。この時点ではもう非常に第7橋梁橋台部、第3街区のそれを残すこと自体がほぼ難しいのではないかとというぐらいの、諦めかけていたような状況でございました。

特に1月25日の懇談会の後などは、JRの幹部の人たちが終了後に委員たちのところに駆け寄って、詰め寄って、方針の決定を求めるといった緊迫した場面にもなりまして、先生の方も自分たちは学会を背負っているのだという、大変な発言をなされて深刻な状況だったということがございます。

そういう中で港区としても何かどうにかということ、1月26日ですね。翌日の教育委員会の方で要望を出してはどうかということをお諮りいたしまして、ご賛同いただけましたので、2月9日の教育委員会の方に要望書の案を提出いたしまして、案文などご意見を頂きまして2月12日付でJRの方に発出をしたという経緯がございます。

こういう中2月16日の日に萩生田文部科学大臣が現地を、どういう経緯か詳細は分かりませんが、現地視察を敢行したいということでお見えになってというようなことになっています。

3月3日の日、第5回の方は大臣の視察を受けての議論ということで色々な課題があるということについて。

以下は、懇談会の資料が提示してございます。詳細な資料またここにもつけてございますので、懇談会の中でどういう形で議論が進んでいって、今の形になってきたのかということが見て取れるということに。

最後に、ゼロという見出しがつけてあるものでございます。こちらが一番最後の第7回の検討委員会の議事録でございます。議事録の7ページ目を御覧いただきたいと思っております。ここで3-3で、保存方針についてJRより説明がございました。谷川委員長の発言の中の下から3行目ぐらいにありますけれども、80メートルと40メートルの現地保存の案についてもコンベンションを地下に下げた場合、80メートル案の場合は59ヶ月遅延、432億円増、40メートル案の場合は53ヶ月遅延、420億円増が生じるということであったということで、JRの発言がそういうものがあったということをここに記載しております。

その次の8ページ目の下の方にありますけれども、小野田委員の方からございました。第4街区の信号機を移設することについてですけれども、品川駅に対する遠方信号機の役割を果たしていたということが分かった。遠方信号機の基準はイギリスでは900ヤード、約800メートルに設置する、品川駅に対する位置が非常に重要である。移築になる場合、なるべくオリジナルに近いところでオリジナルの方向に合わせた場所に保存できるように、そういうアドバイスがなされていることがございます。

11ページの右の下の方でございます。老川委員の方からは、2024年にまちびらきをするという計画が分かるけれども、一般の人々からの意見や新聞報道などを読んでみると、大事な遺構だから慎重に検討するべきだという、そういう議論が非常に見られているので、2024年に間に合わせるためには今結論出さなくてはいけないという議論であるけれども、慎重に、多くの方々に納得してもらうような説明をどう考えているのか。そこをJRに対して要請をしているということでございます。

その次、12ページでございますけれども、一番下の谷川委員長の発言でございます。4街区に関して取りまとめるということで、1点目として、我々検討委員会の委員は、4街区に関しては基本的に信号機跡を含む可能な限り長い区間の現地保存を要望してきた。本日提出されたJR案の記録保存に関しては文化財的価値が損なわれることになり、検討委員会の委員としては承認できない。現地保存を要望していたにも関わらず果たされないということになるため承認できない。

ただし、先程説明いただいたスケジュールの問題については、時間的制約を考慮するとやむなしという判断をせざるを得ない。率直に申し上げて、高輪築堤をはじめとして、開発の途中で遺跡が見つかり、それを保存するという問題が起きたとき、基本的には事業者の判断に委ねざるを得ないことは事実である。

事業者の責任は大きいのと同時に、一方で事業者に多大な負担をかけるのもまた事実である。JRが発言した文化財的価値は経済的価値には換算できないというのは私も同じである。経済的

な影響を受けながらもかけがえのない文化財を保存することは、ある意味で重要な判断。そういった判断に至るかが問題である。その意味では3街区の第7橋台及び築堤80メートルの現地保存を決断していただいたことについては、私どもは大変評価し、そして歓迎したい。一方で、4街区に関しては記録保存という結論になったことは誠に残念である。しかしながら、開発計画の時間的な制約からやむなしとせざるを得ないということを最終的に検討委員会の結論としたいということでございます。

以上の見解につきましては、一番最後につけました高輪築堤跡の保存の方針について見解ということで、4月21日付で4人の委員が公表された見解が添付してあると思います。

説明は以上でございます。大変長時間のお時間を頂きまして、誠にありがとうございました。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 まず質問というか、率直な感想を申し上げますと、まず説明いただいてありがとうございます。私も事前に議事録を読んできましたけれども、港区の担当の方々も、あるいはこちらに入っている谷川さんはじめ、委員が頑張って発言はされていたということはよく分かりました。その上で考える部分ですね。第4街区の扱いについて、やっぱりこの結論というのは、本当は十分な検討がなされていなかったのではないかというふうに、やはり思わざるを得ないと思います。

文化財の保護の、文化財の立場で言えば、第4街区が出てきたときに、まず谷川さんからは議事録、第5回の3月31日の会議の中で、まず基本的に調査結果の公表、それから現地の公開があって、そしてその後、結論が出るのが望ましいという話がある。それは単に闇から闇に葬ったような批判を免れないという発言をして、要は調査結果を公表するということは、ある意味できちんとその後、専門家の人たちもある議論ができる、意見が出せるような期間が必要だという趣旨だと思います。そういう意味では、やはり今回そこまでの時間というのは取れていたのかということがあると思う。

それから第4街区については、実は議論というところでは、色々な関係する人たちの現地視察についても、第4街区の視察というのは国会議員とか文部大臣とか実は見ていなくて、JRの説明は口頭の説明だけだというようなところがあって、第4街区について本当に十分に検討がなされたのかというところがありました。

それから谷川委員長の指摘で言うと、やはり4月14日の段階でも、この4街区のところは380メートルの現地保存の検討があるということとか、高輪築堤の鉄道らしい景観という要素がある。380メートル全て保存することが難しいことは理解している。しかし、一定の景観が維持できる可能な限りの長さというのが必要だろうというようなことを指摘をしている訳です。

さらに、信号機だけでなく景観を維持できる、彷彿とさせる一定の長さということについての保存の必要というの指摘されています。

それから、4月の最後の19日の段階でも、谷川さんから4街区についての文化財的な価値というものについての説明がある。検討委員会の委員としては承認できないということをはっきり言われている訳です。併せて港区も頑張っていて、バーチャルで終わらせようとしているのは問題があ

ったというようなことははっきり言っている。言うことは言っていると思います。

それに対して、結局JR側は常に一貫しているのは時間がないという話だけであって、時間的な制約だ。それは、この会議の場で言うと、例えば国家的なプロジェクト、これは第5回ですけれども、2024年のまちびらきを目指している。国家的なプロジェクトのスケジュールに則って進めることが絶対条件と考えるというような説明がある。常に2024年ということであって、最終の会議の場でも、2024年のまちびらきというお話が出ている。最終的に谷川委員長が時間的制約を考慮するとやむなしと判断せざるを得ないと思っている云々とありますけれども、ある意味でJRの2024年というのを押し切られたような印象があります。

さらに、要は本当に保存と開発の両立が困難だったのかということについて、どこまで設計変更とか見直しをする気が、JRがあったかどうかということで、そこが4街区については問われているという印象を持ちました。まず、私から見た感想。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかの皆様はいかがでしょう。

○中村委員 説明ありがとうございます。正直な話、こういう議論がされているというのをもう少し早く知りたかったなというのがあります。つい最近ですよ、これが公開されたのは。そうですね。

だから、こういう情報をしっかりもう少し早急に、議事録なんかも1回目が行われて2回目が行われる前ぐらいには普通は公開されるべきではないかなという気がします。これは別にこれだけ重要な国家プロジェクトであり、しかもそれに対して相当重要な文化財が出てきた訳ですから、やはりこういう情報というのは早期に出すべきだし、特にこういう教育委員会とかはそういうような場合は、やっぱりこういう情報を見ながら適宜に判断していかなければいけないので、今になってこれだけまとめて見せられても、もっと早く見たかったというのが正直なところ。なかなか無理だったのでしょうけれどもね。JRの姿勢で出さなかった訳ですから。

おそらく、これは憶測ですけども、2024年が先にありますので、先に決定されちゃっているので、JR的には。そう思わざるを得ないので、この議事録の中を見ると。そこから後ろを考えて、その後ろはもう決まっちゃっているんで、そこから行くとこの時期にさすがに出さなければまずいなというので出したのがこの時期だと思いますので、そういう意味では港区としても対応はしようがないと思います。正直、まずそういうふうに思います。

それから確かに谷川委員長を含めた委員の先生方は、この議事録を見る限りはそれなりにちゃんとした発言をされていて、文化財は非常に重要なのだと、だからできるだけ移築保存ではなくて、現地保存すべきだということをそれなりにちゃんと言っているしやいますので、ちゃんと言ってくださったんだと確認できたことは本当に私もよかったですと思いますけれども、そういういわゆる文化財としての価値がそれなりにあるのだということを、一生懸命委員の先生方が言っているんですけども、それに対して時間的制約とか費用の問題とか、そういうことでそれができないということを言っているJR東日本の立場が、じゃ、なぜそこまで時間的、絶対2024年にやらなければいけない理由とか、国家戦略特区だからという言い方なのかもしれませんけれども、

国家戦略特区だろうが特区じゃなかろうが、これだけ重要な文化財が出てきた以上は、計画の遅れなんて出てくるのはある意味当たり前だと私は思うんです。

そのどっちを優先するかという、どこで線を引くかという話ですから。結局両方の利害が対立していることはまず間違いない訳ですから、計画は思うとおり、元々あるって分かっていない訳ですからそういうのが出てきた訳で、しかもこんな重要なものが出てきたのですから、計画の遅れということは、これは事業者として、しかもJR東日本ですから、そういうことはあり得るということは当然当初からリスクを持って判断しなくてはいけないと思うんです。

だから、2024年に決めて、国家戦略特区としてやっているんだ。それだけで2024年で絶対動かさないとというのは、これはやはり相当理由がないと、相当その期間を守らなければいけないのだという高度な理由がないと、私は許されないとthink思いますが。この議事録の中、すみません、私も今日初めて見たので、今そこだけ見ただけなので何とも言えませんけれども。5回目のところで移築したらこうなるかとか資料が色々出ているみたいなので、ここを後でゆっくり見ますけれども、ほとんど時間的制約を守らなければいけないのだという、JR側の合理性を導く議論、それから資料というのは出ていないように思っています。

ですから、変な勘ぐり方になってしまうのですが、結局2月16日の萩生田さんが見に行ったときに、何か政治的な配慮が働いて、3街区だってあれだけやらないと言っていたのが急に変わった訳ですよ。そこに何らかのあれが入ってとりあえずここだけはあれしとけど、保護する方向で何とか折れろと。4街区遺構はもうJRの思うとおりにやらせる、何とかするからみたいな、そんな意図が働いて押し切っているというふうにはしか我々には見られないというのが正直な、今日、今ご説明いただいたときのそういう印象です。

ですので、そこら辺のところの説明というのは本当にしっかりなされているのかなというのは、再度、特になぜ2024年にそこまでこだわるのかということは、JRにもう少し国家戦略特区とかそういうことだけじゃなくて、それだけだったら絶対合理的な理由にならないと思うんです。やっぱり2024年にあそこのまちが完成することが相当高度に必要なのだということを、必要だと思えるのですが、果たしてそんな理由があるのかというのが私としては疑問かなと。そういうことをやった上で、やっぱり駄目だったらそれは分かるのですが、その辺の議論は本当にしっかりなされたのかというのは、なされていないのではないかなというのはいりました。

あと一つ気になったのは、これ東京都の教育委員会とか教育庁は何か絡んでいないですか。意見を出したりとかしていないのですか。

○図書文化財課長 この検討委員会の方には東京都教育庁の職員が常時出席して、オブザーバーという形で出席をしています。教育委員会という、会議体としての教育委員会自体が何かしたかといいますと、そこは特段聞いておりません。

○中村委員 東京都は出していないんですか。うち、今2回出していますよね。そのときに東京都の教育委員会と例えば連名で出そうとか、そういうことって全然話にならなかったのですか。

○図書文化財課長 そういう話は特段ないです。

○中村委員 東京都の教育委員会はやはりしようがないと思っているんですかね。

○図書文化財課長 東京都の教育委員会の方でも附属機関で、うちで言えば文化財の審議会を持っています。その審議会の方も4月20日に現地を見学をして、若干の意見交換をしているという話は聞いております。特段それを教育委員会としてどうかしたかというところまでは、情報は聞いておりません。

○中村委員 東京都の教育委員会は、意見としては表明はしていないということですか。

○図書文化財課長 意見としては表明はしていない。私のところにそういう情報は来ておりません。

○中村委員 とりあえず私の感想はそんな感じです。

○教育長 ほかの皆様、いかがでしょうか。

○寺原委員 私もまだ議事録の内容を読み込めてはいないのですけれども、文化庁の方が途中から参加されているんですかね。その後の議事録の逐語のものを拝見していても、文化庁の方のご発言というのがほとんど見当たらないので、立ち位置がよく分からないなというのが気になっていました。今回結局最終的に事務局の方にお話があったというのは文化庁の方からということで、元々の文化庁の位置づけからすると、せっかくオブザーバーとして入って、文化財を守るという立場からご発言をするために入られたのかなというふうに推測をする、本来であればされるどころ、そういうご発言が今さっと見た限りでは特にはなく、JRの判断を言ってみれば尊重する形で最終的にはこちらに圧力がかかっているという。文化庁の元々オブザーバーとして入られた意図とか、その後のお立場とかお考えというものがこの資料からは拝見できなかったもので、その辺り、後からでもいいのですけれども、お分りの範囲でご説明いただいたらと思います。

○図書文化財課長 文化庁の方は3月31日第5回に検討委員会の方で、オブザーバーとして参加するためには委員が諮って了解をもらわないといけないという、そういうことになっていますので、その手続を取って第5回の3月31日からオブザーバーとして参加しているということになります。

通常こういう遺跡の場合、区の地元の教育委員会と、東京都の教育委員会が文化庁の代わりの役割をするという形で、両方で進めていくというのが通常なのですが、今回の場合、遺跡が遺跡で非常に重要だということ、あと国の文化審議会でも建議という形で、国の史跡に指定するに値するという、そういう建議を出していますので、そういう建議を受けて文化庁としても動けるようなということで、また、検討委員会の方でもぜひ文化庁にお越しただけようなら来ていただいた方がいいということで、その段階でオブザーバーとして参加をしていただくということになります。

文化庁の方もこの遺跡、いかにどうやって保存していくか。特に国の史跡に指定していこうということが最も重要だと思います。これは保存するという意味では、史跡に指定すれば現状変更の制限が法的にかかってきますので、それを壊せなくなる訳で。ですので、その史跡に指定するという意味でも国の史跡に、区の史跡なのか、都の史跡なのか、国の史跡なのかということ、国の史跡とい

うのが一番ランクが高い訳で、それに相当するものということなので、文化庁としても史跡の指定に向けて、この委員会の席上では特段それ程の発言は、回数も出席した回数も少ないですので、見当たりませんが、随分と頑張ってくれているというところです。それに向けた調整、あとこの調査官2人の発言が途中出てきましたけれども、現地の調査に当たりまして随分アドバイスを頂いて、石垣がずっと並んでいるところでどう見てもこことこの一部分については、後から改修したとしか思えない。航空写真ですっと見ていくと見えるのですけれども、そういうものも全国の遺跡を見て分析されている方たちですので、そういう形でアドバイスを頂きました。また、専門家をさらに紹介していただくとか、技術的な手法としてアドバイスを頂くとか。委員会以外でも随分とサポートして下さった、そういうことです。

○寺原委員 ありがとうございます。この議事録の場では出てきていないけれども、史跡、遺跡の指定をするという別の場面で、何か解決できないかということを模索は文化庁としてはされていたのだけれども、それはなかなかうまくいかず、最終的にこの検討委員会においては文化庁としての強い意見というのは、オブザーバーとして特には申し上げず、検討委員会もJRの判断を是認したように見えるのですけれども。そうすると、元々の強い遺跡に指定して現地保存、制限をかけてという強い思いと、是認するまでに至った、どこでどういうふうになら文化庁として納得したのかなというのが見えないですが、その辺りはどうなのでしょう。

○図書文化財課長 史跡の指定のことなのですけれども、通常史跡の指定というのは通常案件の場合は一連の工事が全部終わった後で、史跡に指定するというのが普通の流れです。といいますのは、先に指定してしまうと、工事で例えばその場所をどうしても、その場所にベンチを置かなければいけないとか、工事の関係の塀を置くとかいう場合に、それも全部現状変更の制限がかかっていますので、申請をして許可を受けないといけなくなる。工事は非常に、保存するための工事にしても使用するという状況が出てきますので、通常の場合の場合は全ての工事が終わった後に最後に史跡指定をかけるというのが普通です。ただ、今回の場合は非常に早い段階で、これも異例のことですけれども、文化審議会が建議を出す、国の史跡に指定すると値するという。ですので、かなり早い段階で国の方も動き出して、史跡指定に向けた取り組みは今もやっているところですので、これが史跡に指定されないようじゃなくて、もう指定する方向で今進めているという状況になります。

どの部分を指定するかというところは、これから準備していかなければいけないのですけれども、当然なくなる部分は保存指定できませんので、遺構が現地に残る部分を保存すると、国の史跡に指定するということになると思います。

文化庁としてもかなり国の史跡に指定するという意味では、やれる範囲では最大限の努力はしているということになります。あくまで、今これは遺跡にはなっていますけれども、現状変更の制限がかかっていない。史跡になると現状変更の制限がかかる。ただ、現在の遺跡の所有者というのはあくまでJRということになりますので、JRの判断はやはり見守らざるを得ない。ただ、行政指導として、この遺跡の重要性が大きいことは随分指導はしてきましたし、何とか現地の保存ができないかということも行政指導としてはしてきましたけれども、最後はJRの判断でございませ



ら、さらにそこを絶対に壊してはだめだという、現地に残さなければだめだという、そこは行政としても限界があるところがある訳ですね。

ほかの例になりますけれども、奈良、平城京です。ある遺跡が見つかって、長屋王の遺跡が見つかったことがございまして、これもそこから出てきた遺物などからも長屋王の住居跡であることはほぼ間違いないという、超A級の遺跡だということが分かった例もあるのですけれども。ところが、それについても随分行政当局が働きかけをしたのですけれども、ある百貨店になってしまった。百貨店になってしまいまして、その百貨店も10年後くらいに潰れてしまったので、結局1000年、2000年という遺跡が10年の百貨店のためになくなってしまったと、そういう例があるのですけれども、それぐらいの遺跡であってもなかなか守れないというのが現実です。そういう意味で文化庁としても文化財当局の役割、力というのも行政指導ですからなかなか限界があるというのも現実ではないかと。

○中村委員 ということは文化庁が参加したのは、文化財としての重要性をしっかりと委員会の中で、皆さんに確認させるというような意義で文化庁が入ってきたということですか。途中からオブザーバーで入ったんでしょう。

○図書文化財課長 もちろん文化庁としてそういう役割があるかと思えますけれども、一番大きいことは国の史跡に指定するに値するという文化審議会の建議が出たんです。

○中村委員 それを伝えてその重要性はちゃんと委員会に情報として入れようと、そういう趣旨で入ってきたということですか。

○図書文化財課長 国の史跡の指定に当たっても所有者の承諾が必要でございまして、この承諾を取るためにも早い段階で検討会に入って、そういう方向性を打ち出していこうと。

○中村委員 ただ史跡の指定といっても、JRの開発が終わった後に残っている部分があれば、それを指定するという、そういう位置づけなんですね。

○図書文化財課長 通常の案件の場合はそうですけれども、文化庁の方もかなり早い段階で史跡の指定をしたいという、そういう意向は示しておりますので、史跡の指定については、おそらく通常の案件よりもずっと早い段階になろうかと思えますけれども。

○中村委員 ただ、例えば今とかね。今、工事開発中な訳じゃないですか。この開発中に史跡指定という、そこまでは考えていないのでしょうか。

○図書文化財課長 その部分がなかなか色々な、まず所有者の合意も必要ですし、実際工事の現場の動きとも影響しますので、そこはあるんです。ただ、非常に早い段階で指定はしたいというふうには、そういう意向は聞いております。具体的にどこがというところは、最終的に文化審議会の答申という形が必要で、何ともそこは言い難いところはあるのですけれども、早い段階でという話は聞いています。

○山内委員 例えば文化審議会の委員は、4街区も含めた視察はもう1回しているんですか。

○図書文化財課長 文化審議会の方がどういう視察の動きをしているのかは、私の方で承知をしております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。これまで高輪築堤に関しては様々な動きがありまして、それを本来早い段階で皆さんの方に状況をお伝えすれば、もう少し議論の方が進んだのかというところもあるのですが、先程中村委員の方からも話がありましたように、公表時期の関係もありまして、会が終わった後に私の方から話しをさせていただければと思います。

前回5月5日の日に、事務局の方から修正のお話を差し上げたのですが、その場でも委員の皆様から現行のままでというお話は頂いております。今日はそれはそれで前提ということでお話は伺っておりますけれども、改めてこれまでの経緯等の説明をさせていただくお時間を取って、意見交換をさせていただいたというふうに思っております。

したがって、議案第36号につきましては、35号が生きているというような状況の中で、皆さんから前回もお話を頂いておりますので、35号ですね。35号のままでということをお話を進めさせていただければと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○山内委員 今日色々資料を見ても、やっぱり文化財の価値というのからすれば、JRの2024年ありきというのは合理的には理解できないところになりますから、もう可決した要望書のとおり、出す必要があるのかなかというのが一つです。

それから、今後教育委員会あるいは港区の立場としても、やっぱりこれだけ時間を尽くして、1回35号で可決したものをさらに再審議をしますというような、それ自体が異例なことで、あるいは2024年というスケジュールだけで文化財の保護に対する見解が曲がるということは、今後のためによくないと思いますから、そういう意味でこの委員会が社会的な非難を受けないために、このまま出すということが必要だと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがですか。

○中村委員 私としては先程も言いましたけれども、結局2024年度ありきって進んでしまっているんで、例えば、第4街区の部分の380メートルでしたかね。非常にきれいに並んでいる部分、ここの部分を現地保存するということを前提にした計画変更をして、どれぐらいの工期が遅れるのか。それから工期が遅れて、かつ費用がどれぐらいかかるのかというようなことをしっかりデータとして挙げてもらえれば、そこまで行くのはきつい。いかに文化財の価値が高いとはいえ、計画からすると相当な遅れ、計画自体の存在価値を損なうというようなところまで行くのであれば、当然それはやっぱり現地保存というのは、どんどん縮小して、場合によれば移築保存もやむを得ないのかなという判断も出せると思うのですが、そういうような情報もないし。こうなってくると本当にもう、地元の教育委員会としては、これだけ文化財の価値が高いと、誰もが学者さんも認めていることだし、我々素人が見に行っても本当すごい遺跡だなと思うぐらいですから。そうであれば、さすがに今回のJRの第4街区についての方針というのは、さすがに企業利益ばかりに走っているようにしか受け取れないので、やっぱり教育委員会としてはしっかりした文化財の保護の観点からの意見はしっかり言うべきだと思っていますので、今の教育長のような判断でよろしいかなと思っています。

○教育長 ほかの皆様、いかがでしょうか。

○田谷委員 私も色々今のお話をずっと伺ってしまして、JRはJRの計画とかお金の問題もあるかもしれませんが、やっぱり地元の教育委員会としては、まず初歩的に港区民のために、そして大きさに言うようでもありますけれども国の人たちのために、これだけ非常に評価されている重要な遺跡、遺構というのは残していかなければいけないというような認識を新たに感じるころです。

我々がこういう要望を出して、その辺をJRなりなんなりがどういうふうを受け止めるかは分かりませんが、とりあえずこういう気持ちを持っているということは、少なくとも区民には強く示していかなければいけないというふうな考えを持ちました。皆さんも同じ意見でよろしいかと思しますので、ひとつ教育長、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 皆さんの意見を伺ひして、5月5日のときのお話も頂いてしますので、それを今回説明の時間を新たに設けさせていただいたということで、時間を本当に延長させてもらって申し訳ありませんでしたが、36号については否決ということで決定させていただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○教育長 長時間にわたりましてありがとうございます。

○山内委員 もう一つこの扱いについてですけれども、今田谷委員がおっしゃったように、やっぱりこの気持ちを区民にきちんと知らせることが大切だと思うんです。ですから、この要望書というのはJRに速やかに届けていただくとともに、港区の一連の今記録が書かれているホームページにも速やかに掲載をするということもしていただきたいと思ひます。

○教育長 事務局の方はいかがでしょうか。

○図書文化財課長 ただいま山内委員から頂きました、JRの方には、本日5月11日付で速やかに送りたいと思ひます。また、ホームページの方につきましても、関係機関と調整がございしますので、それを行ひまして、時期を失することなく掲載をしてお知らせをしていきたいと思ひます。

○山内委員 関係機関と調整って何が必要なのですか。

○図書文化財課長 東京都の教育委員会が文化庁の方にこういう要望を区としては出していることはお知らせをしておきたいと思ひますので、そのことを伝えるということでございします。

○山内委員 伝え次第、すぐ出すということでよろしいですか。

○図書文化財課長 ホームページの方は関係機関の方に連絡を行ひまして、それが済みましたら時期を失することなく、速やかに出します。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 ホームページだけですか。例えば広報誌、広報みなどとか、ああいうようなものにも出されたいかがでしょうか。

○図書文化財課長 前回の要望書につきましても、ホームページにアップをするという形で整理して、特段広報という形のものはないので、今回も同じ扱いでやらせていただきたいと思ひます。

○山内委員 今中村委員おっしゃったように、区民にきちんとかういう姿勢を知らせるという意味では、この段階できちんと出すというのが私は非常に意味のあるご提案だと思います。

○中村委員 そんなに難しいことですかね、徹底するという意味では。

○図書文化財課長 広報みなど、実を言いますと、全庁的に色々な原稿が載る関係で非常に早く原稿を出す必要があります。少なくとも原稿というのは今日出しても1か月半とか2か月とか先になるというのがありますので。

○中村委員 それでもいいんじゃないですか。

○事務局 あと年間の計画の関係でボリュームというのが限られている状況がありますので。

○中村委員 教育委員会用の載っけるところですか。

○図書文化財課長 教育委員会というか、全庁の色々な各部署から出す原稿というのが、実は相当皆さんほかの各部署も載せたいものがいっぱいあるんです。どうしても今コロナの関係もあったりしまして、載せるものが限られて、優先的に載せるものを優先する関係や状況がございますので、その辺は調整させていただきまして、どういう形で発表するのがいいのか、より効果的な方法は事務局の方で検討させていただきたいと思います。

○中村委員 トライはしてもらえませんか。駄目ならばしょうがない。

○図書文化財課長 調整はいたしますので。委員の皆さんのご意見を調整させていただければと思いますので。

「閉会」

○教育長 これをもちまして、本定例会は閉会といたします。次回は臨時会は5月25日火曜日、午前10時から開催の予定でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太